

住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住まいのゼロカーボン化推進事業交付要綱（令和5年7月19日施行 以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領における用語は、要綱で使用する例による。

(事前協議に添付する関係書類)

第3条 要綱第6条に規定する必要書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 協議書（様式1）
- (2) 事業概要書（様式2）
- (3) その他事業内容の確認に必要な書類

(補助金交付申請に添付する必要書類)

第4条 知事は要綱第6条に規定する協議を受けた場合は、協議決定書（様式3）を補助事業者に交付するものとする。

(補助金交付申請に添付する必要書類)

第5条 要綱第8条及び要綱第10条に規定する必要書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業者が住宅取得者等又は住宅事業者等に補助金の交付を決定した旨の分かる書類
- (2) 共同事業者実施規約の写し（補助事業者が住宅事業者等に対して補助金を交付した場合（予定を含む。）に限る。）
- (3) 交付申請に関するチェックリスト（様式4）

(実績報告に添付する関係書類)

第6条 要綱第17条に規定する必要書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業者が住宅取得者等又は住宅事業者等に支出した補助金の額の分かる書類（要綱第5条の補助金の額を明示したものを含む）
- (2) 完成見学会実施報告書又は実施計画書（様式5）（補助対象事業が北方型住宅 ZERO の場合に限る。）
- (3) 性能向上リフォーム・太陽光発電設備及び蓄電池の導入実施報告書（様式6）（補助対象事業が要綱別表1で定める性能向上リフォーム及び要綱別表2で定める太陽光発電設備及び蓄電池の導入の場合に限る。）
- (4) CO2削減等のPRポスター設置状況報告書又は実施計画書（様式7）（補助対象施設が集会場等の場合に限る。）

(補助金交付申請に添付する必要書類)

第7条 知事は要綱第18条に規定する額を確定した場合は、額の確定通知書（様式8）を補助事業者に交付するものとする。

附 則

この要領は、令和5年7月19日から施行する。